

山梨県流域治水対策推進基本方針

令和3年6月

目次

1. はじめに.....	1
2. 本県の河川の現状.....	2
2.1 本県の地勢.....	2
2.2 本県の河川の特徴について.....	3
2.3 本県のこれまでの河川整備.....	3
3. 過去の水害等.....	4
3.1 本県の主な水害.....	4
4. 河川政策の課題等.....	6
4.1 気候変動の影響予測.....	6
4.2 社会の動向.....	7
4.3 本県が抱える潜在的なリスク.....	9
4.4 河川政策の課題.....	10
5. 流域治水への転換の必要性.....	11
5.1 流域治水とは.....	11
5.2 流域治水への転換の必要性.....	12
5.3 今後の防災減災対策の考え方.....	12
6. 流域治水対策の基本的な方向性.....	13
6.1 流域治水対策を推進するための基本方針の視点.....	13
6.2 流域治水対策の基本的な方向性.....	14
6.2.1 共通事項.....	14
6.2.2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策.....	14
6.2.3 被害対象を減少させるための対策（防災まちづくり、住まい方の工夫等）.....	15
6.2.4 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策.....	16

7. 流域治水の進め方	17
7.1 流域治水推進会議	17
7.2 検討会の流れ.....	17
8. アクションプランの策定	18
8.1 アクションプラン策定の趣旨.....	18
8.2 アクションプラン記載項目	18

1. はじめに

近年、我が国では、気候変動に伴い、平成 27 年 9 月関東・東北豪雨、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 年 7 月西日本豪雨、そして令和元年東日本豪雨など、広域かつ計画をはるかに上回る規模の豪雨が発生しており、この傾向は更に高まることが想定される。

山梨県においても、前線性集中豪雨や大型台風などにより、これまでも多くの水害などに見舞われている。

これらの水害の発生状況を踏まえ、県内の各河川では、河川整備計画を策定し、本格的な治水事業が進められてきたが、近年の激甚化する水害の状況を踏まえると、治水事業をこれまで以上に充実・強化することに加え、流域のあらゆる関係者がハード・ソフト一体となって、対策を協働で行う流域治水に取り組むことが重要となっている。

このため、河川整備の更なる進捗と、河川の外で雨水の流出を抑制する対策や避難被害を軽減する対策の推進について、まちづくり、農水、防災など様々な関係者の意見を取り入れ、県全体で流域のあらゆる関係者の意識醸成と取り組むべき方向性の共有した上で流域治水を推進することを目的とし、「山梨県流域治水対策推進基本方針」を策定するものである。

2. 本県の河川の現状

2.1 本県の地勢

本県は、日本列島のほぼ中心に位置し、富士山をはじめ南アルプス、八ヶ岳連峰、秩父山系など2,000m～3,000m級の山々に囲まれた内陸県であり、県土面積4,465㎢のうち、森林が約8割、自然公園（秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、南アルプスの国立公園等）が県土の約3割を占め、豊かな森林や水資源、優れた景観に恵まれている。

気候は、気温の日較差および年較差が大きい内陸性気候で、特に甲府盆地は長い日照時間と少ない降水量が特徴的である。

年間降水量は、甲府盆地および八ヶ岳山麓が最も少なく1,000～1,200mm、大月市付近が、1,400mm、多摩川上流では1,600mm、県南部や富士山麓並びに西部山岳地では2,500mmと、降水量の地域差が著しい。

また、急峻な地形に広く分布する脆弱な地質ゆえ、土砂災害が起きやすく、県西部を縦断して南に流れる富士川は、日本三大急流のひとつに数えられるなど急勾配で流れ下るため、氾濫時の甚大な被害が懸念される。

なお、可住地面積は、県土の約2割と狭く、県内27市町村のうち14市町で指定されている洪水浸水想定区域内にその人口の約8割が居住している。

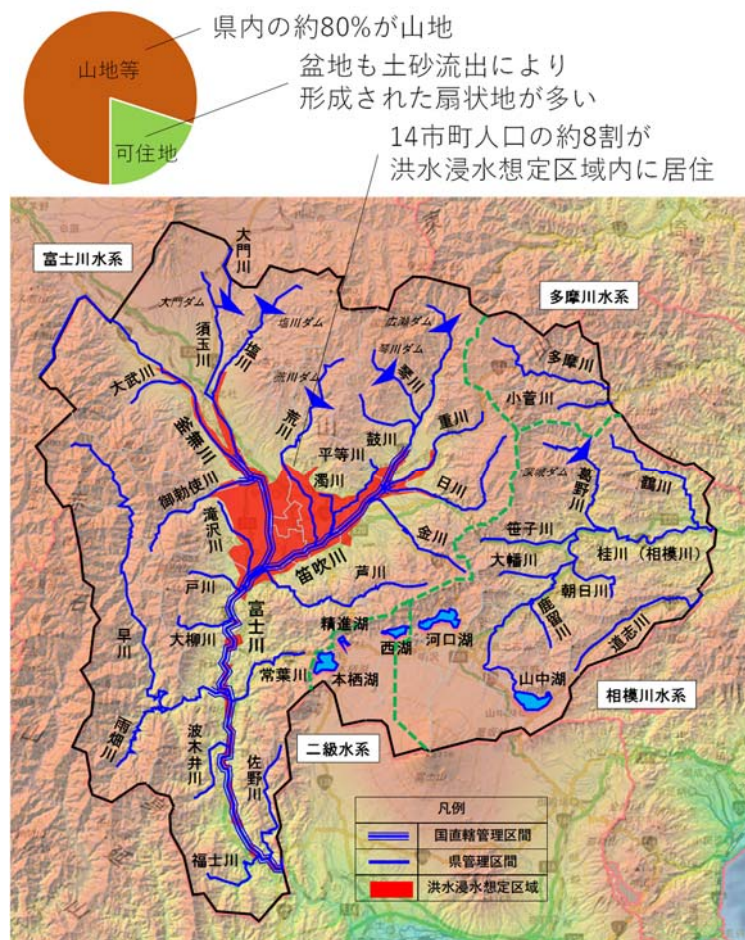


図 2.1 山梨県内の主な河川と地形の状況

2.2 本県の河川の特徴について

本県の河川は、秩父山系と、南アルプス山系の山岳地帯から発し、甲府盆地の南端で合流、南下して駿河湾に注ぐ富士川水系、富士山麓の山中湖を源とする桂川（相模川）に、南都留郡の各河川が集まり東流して神奈川県に入る相模川水系及び大菩薩嶺から発し、東流して東京都に入る多摩川水系の3つの一級水系と、西湖・本栖湖・精進湖周辺の二級水系から成っている。

河川の特徴としては、いずれも流路延長は短く、河床こう配は極めて急であり、特に富士川水系に属する河川には上流山地の崩壊、土砂の流出が甚だしく、いわゆる天井川を形づくっているものが多く、台風、集中豪雨等による出水で、近年、大きな被害を被っている。

一方、相模川、多摩川水系に属する河川の大部分は溪谷をなし、天然河岸を形成しているため、富士川水系と比較すると水害のリスクは低い。

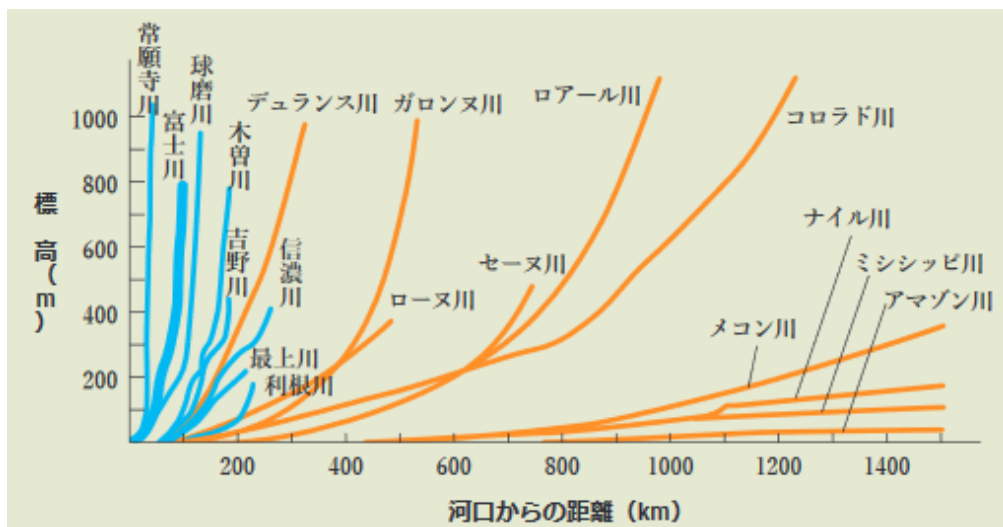


図 2.2 山梨県内の主な河川と地形の状況（出典：国土交通省 HP）

甲府盆地の平地部は、多くの河川が造った複合扇状地から成っており、その中でも釜無川、御勅使川の造った扇状地の要の部分（扇頂部）に位置する甲斐市や南アルプス市、笛吹川の造った扇頂部に位置する山梨市等では、氾濫の危険が高く、水害を防止するうえで重要な地域である。

このような地域では、信玄堤や万力林などの歴史的な治水施設が現存し、独自の治水対策が施されてきた。

また、天井川が形成された甲府盆地に市街地が発展しているが、数多くの支川が流下し、その全てが甲府盆地南端の禹之瀬上流で富士川に合流している。

2.3 本県のこれまでの河川整備

河川管理者主体の洪水防御効果の高いハード対策（川の中の対策）と人命を守るための避難対策等のソフト対策を実施してきた。

＜R2 年度末時点の状況＞

河川の整備率 58%（※山梨県河川整備計画で定めた当面整備が必要な河川の整備率）

雨水貯留浸透施設（校庭貯留） 4箇所

河川管理施設（水門・排水機場・分水堰） 13 施設

多目的ダム 6 ダム

水位計 76 箇所、危機管理型水位計 204 箇所 河川監視カメラ 29 箇所

3. 過去の被害等

3.1 本県の主な被害

本県では度重なる被害により、多数の死者、家屋の浸水被害が生じている。

主な被害としては、昭和 34 年 8 月の台風 7 号、昭和 57 年 8 月の台風 10 号、平成 23 年 9 月の台風 15 号によるものが挙げられる。

表 3.1 主な被害の発生状況

主な災害	
明治	■明治40年（1907）8月（台風） （山梨県内）死者：233名 家屋全壊・半壊・破損・流出：5,767戸 浸水家屋：15,057戸
	■明治43年（1910）8月（台風） （山梨県内）死者：24名
大正	■大正元年（1912）9月（台風） （山梨県内）死者：54名 家屋全壊：2,601戸
昭和	■昭和10年（1935）9月（台風） （山梨県内）死者：39名 家屋流出：68戸 床上浸水：1,146戸
	■昭和34年（1959）8月（台風7号） （山梨県内）死者、行方不明者：90名 家屋全壊：1,659戸 床上浸水：2,615戸 床下浸水：11,830戸
	■昭和34年（1959）9月（伊勢湾台風） （山梨県内）死者：15名
	■昭和57年（1982）8月（台風10号） （山梨県内）死者：7名 家屋全壊：30戸 床上浸水：527戸 床下浸水：1,143戸
	■昭和58年（1983）8月（台風5号・6号） （山梨県内）死者：2名 家屋全壊：12戸 床上浸水：534戸 床下浸水：2,651戸
	■平成3年（1991）9月（台風17号・18号） （山梨県内）死者：1名 家屋全壊：8戸 床上床下浸水：726戸
平成	■平成12年（2000）9月（台風14号） （山梨県内）家屋全壊：2戸 床上浸水：129戸 床下浸水：569戸
	■平成23年（2011）9月（台風15号） （山梨県内）床上浸水：40戸 床下浸水：70戸

昭和 34 年台風 7 号では、被害の中心は韮崎市から富士川上流に集中し、大武川の氾濫では、旧武川村（現北杜市）で多数の人家が一瞬にして濁流に飲まれ、全壊流失家屋が 132 戸、23 名の死者及び行方不明者を出した。

県全体では、死者 66 人、行方不明 24 人、負傷者 794 人、家屋全壊 1,659 戸、流失 303 戸、半壊 4,574 戸、耕地流失・埋没 2,173ha の被害が発生した。

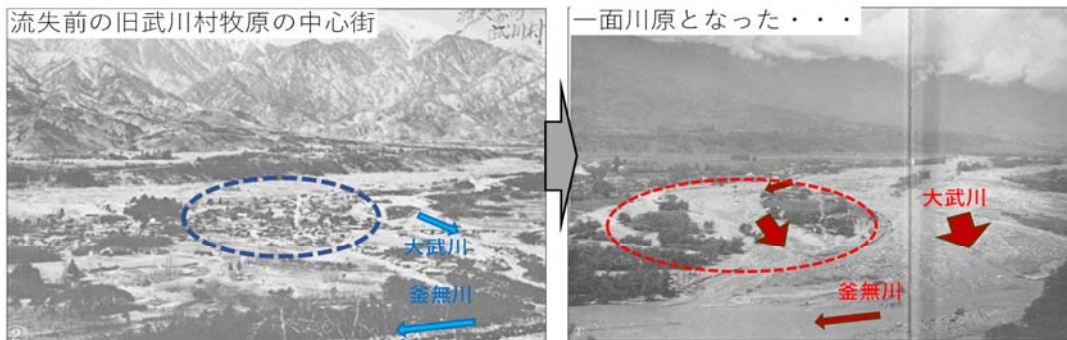
昭和 57 年台風 10 号では、富士川本川はもとより、御勅使川・早川・浅川など山間部の河川に被害が集中した。

また、富士川に架かる開国橋、月見橋、富栄橋が橋脚を洗掘され沈下し、万栄橋は、二径間が流失した。

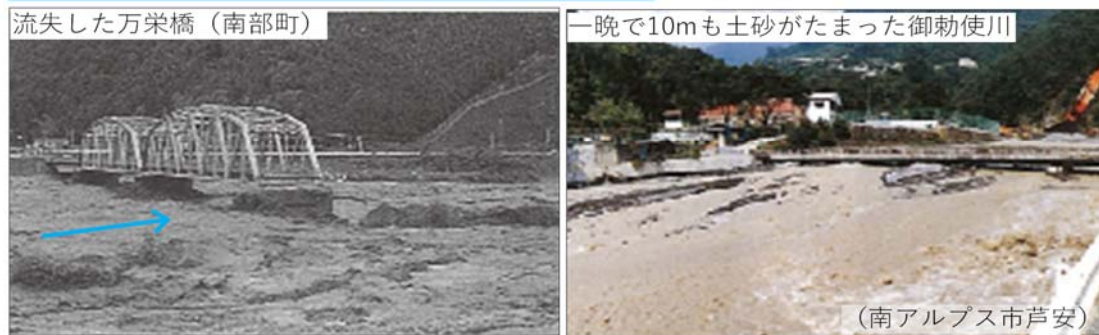
御勅使川の上流では山が崩れ、200 万 m³ 以上の大量の土砂が流出したため、旧芦安村（現南アルプス市）の芦倉地区では、御勅使川の河道が 10m 近く上昇して濁流が溢れ、家屋が流失し、県道も損壊するなど、甚大な被害をもたらした。

平成 23 年台風 12 号・15 号では、甲府盆地の小規模河川で内水被害が、県南部や東部の中小河川では、氾濫が生じた。

■昭和34年（1959）8月（台風7号）



■昭和57年（1982）8月（台風10号）



■平成23年（2011）9月（台風15号）



図 3.1 主な洪水時の状況

4. 河川政策の課題等

4.1 気候変動の影響予測

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）が2013（平成25）年に公表した報告書では、気候システムの温暖化には疑う余地がなく、1950年代以降に観測された変化の多くは、数十年から数千年にわたって前例がないものとしている。

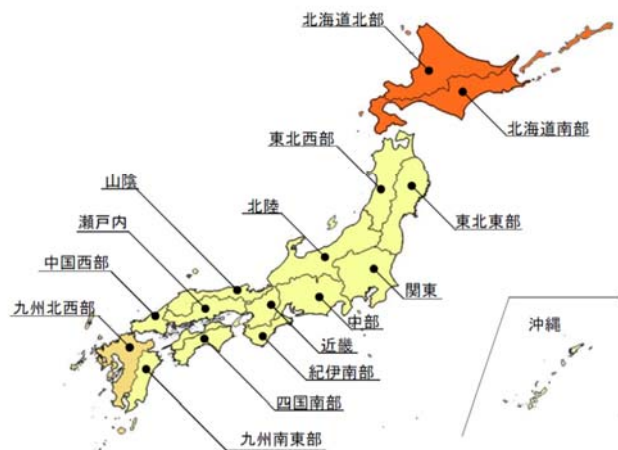
日本の平均気温は、長期的には100年あたり1.21℃の割合で上昇しており、特に1990年代以降、高温となる年が頻出し、21世紀末には、現在と比較して、温室効果ガスの削減対策を取らなかった場合で2.6℃～4.8℃上昇する可能性が高いと予測されている。

降雨特性が類似している地域区分ごとに将来の降雨量変化倍率を計算し、降雨量変化倍率を設定。2℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、1.1～1.15倍、4℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、1.2～1.4倍と予測されている。

また、降雨量変化倍率をもとにした洪水発生頻度は2倍（2℃上昇時）もしくは4倍（4℃上昇時）に増加すると予測されている。

<地域区分毎の降雨量変化倍率>

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	
			短時間
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他（沖縄含む）地域	1.1	1.2	1.3



気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

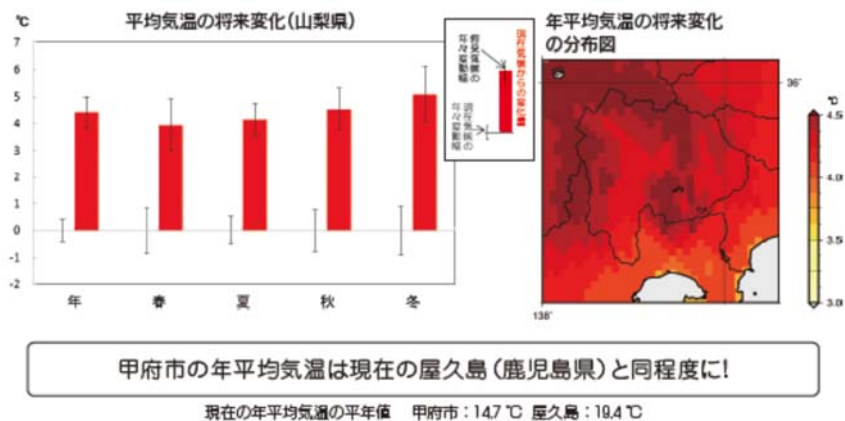
図 4.1 気候変動シナリオに応じた降雨量等の変化予測

（出典：国土交通省 気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会 HP）

本県では、年平均気温が 4℃上昇、1 時間 50mm 以上の滝のように降る雨が約 2 倍に増加すると予測されている。

▷ 山梨県では年平均気温が100年で約4℃上昇

※甲府市における年平均気温の長期変化傾向は100年あたり2.0℃の上昇(計算期間1895~2017年)



▷ 山梨県では滝のように降る雨の発生が100年で約2倍に

※滝のように降る雨:1時間降水量50mm以上

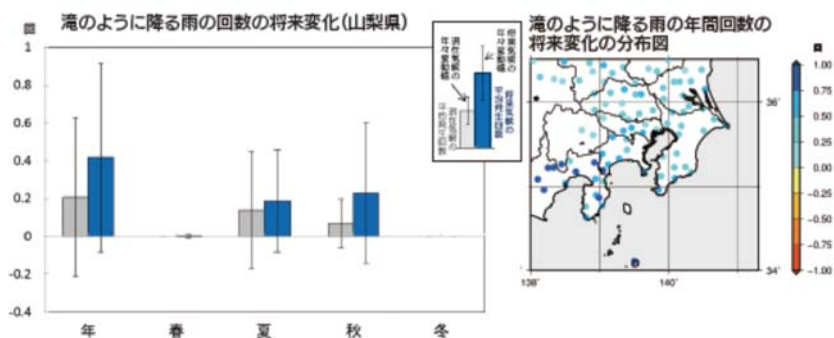


図 4.2 山梨県における 100 年後の平均気温の上昇と降雨の発生頻度の予測
(出典: 甲府地方気象台 HP)

4.2 社会の動向

我が国の人口は平成 20 年をピークに減少局面に入り、総務省の人口推計によると、令和元年 10 月 1 日現在の総人口は 1 億 2,616 万 7 千人であり、前年に比べ 27 万 6 千人の減と、9 年連続での減少となった。

こうした中、本県の人口も、前年から 6 千人減の 81 万 1 千人となり、減少傾向が続いている。

一方で、世界的に進んだ情報通信ネットワークの発達や ICT 機器の爆発的な普及、IoT、AI、ビッグデータ、ロボットなどの技術を活用した様々なサービスの導入が進んでおり、本県においても、河川管理や防災施策の高度化、担い手不足の解消に対して、これらの技術革新を積極的に活用する必要がある。

表 4.1 全国と山梨県の人口・出生数

	人口(令和元年)	出生数(令和元年)
全国	1億 2617.7万人 (前年から-27.6万人)	86.5万人 (前年から-5.3万人)
山梨県	81.1万人 (前年から-6千人)	5千人 (10年前から-1千人)

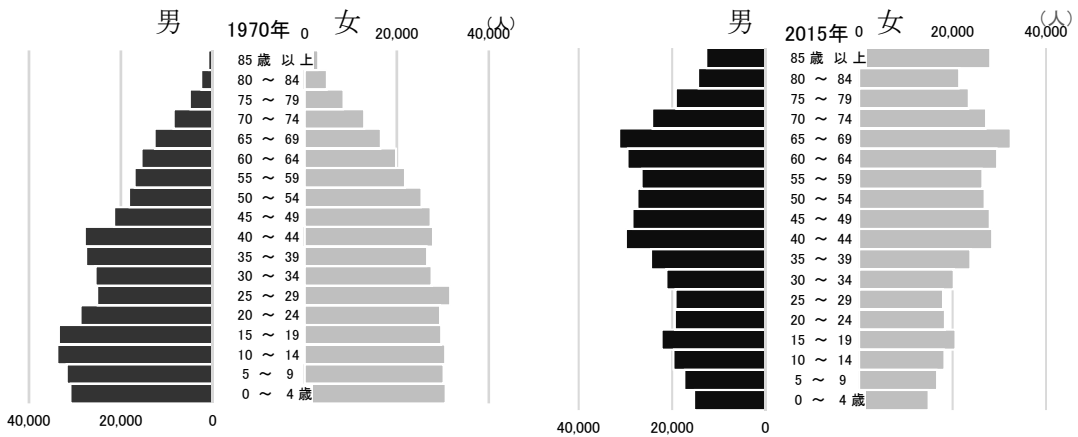


図 4.3 山梨県における人口構造の変化 (出典：総務省 H25 国勢調査)



図 4.4 AIによる河川管理の試行状況

4.3 本県が抱える潜在的なリスク

本県では、洪水浸水想定区域が指定されている 14 市町の人口の約 8 割が、同区域内に居住しており、市街地の水害リスクが高くなっている。

また、富士川と同じ日本三大急流河川である球磨川、最上川では、令和 2 年 7 月豪雨で被害が発生し、特に球磨川流域では、甲府盆地と地形が酷似している人吉盆地において、人吉市の中心市街地など約 1,060ha が浸水などの甚大な被害が発生しており、甲府盆地でも潜在的な水害リスクを抱えている。

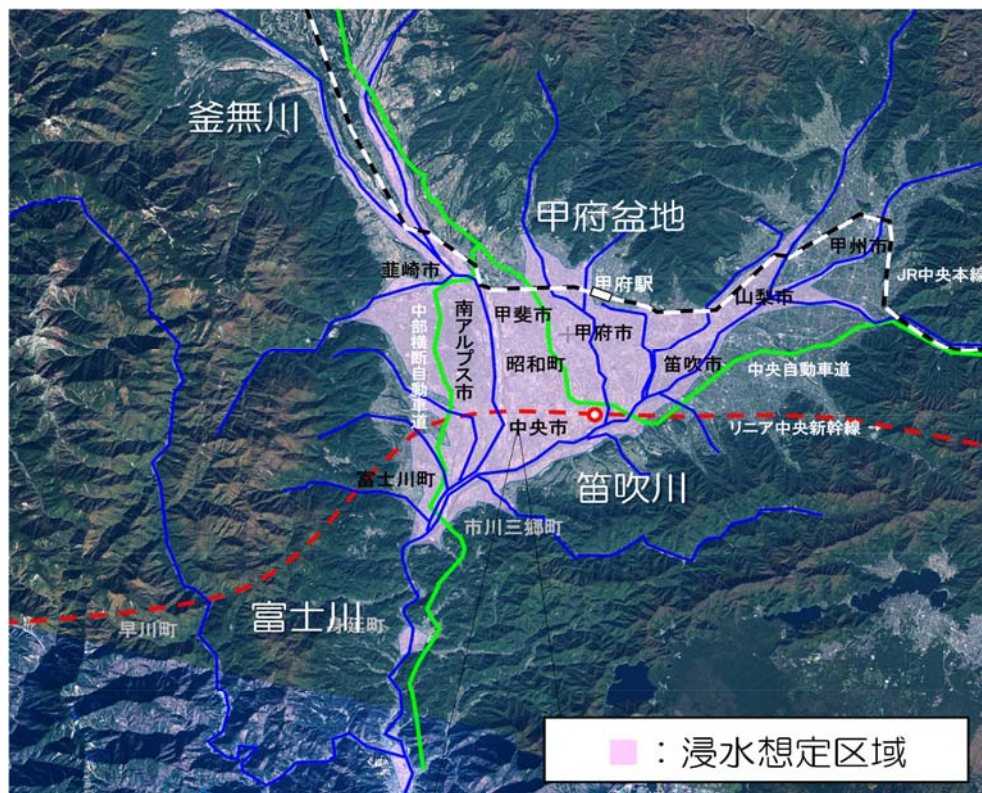
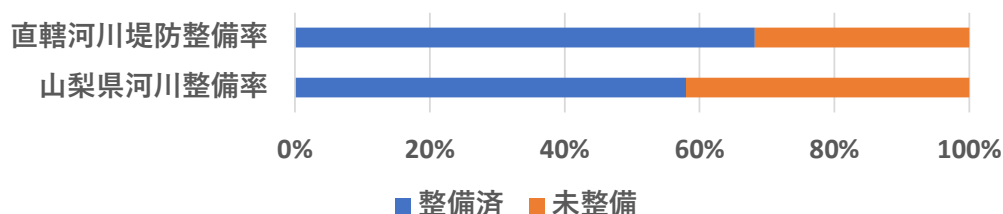


図 4.5 甲府盆地の洪水浸水想定区域

本県における河川整備率を見ると、令和 2 年度末において約 58%となっており、直轄河川の整備率と比較して低い状況となっている。

また、本県の整備率は、当面優先して整備すべき河川を抽出したものであり、将来的に整備すべき河川もあることから、県内の河川整備の更なる推進が求められている状況である。



※直轄河川堤防整備率：国土交通省河川データブック 2020 4-2-2 直轄河川堤防整備状況等

図 4.6 河川整備率の比較

4.4 河川政策の課題

気候変動の影響予測・社会の動向を踏まえ、本県の河川においても水害に備える施策を早期に充実することが必要である。

一方で、従来目標としてきた河川整備を達成するのは、時間と予算が必要であることから、河川改修はもとより、河川の外で行う対策である雨水貯留浸透施設などの流出抑制対策、さらに、避難行動につなげるための減災対策の充実など、あらゆる対策を流域全体で行うことが必要であり、そうした河川政策をあらゆる関係者が協働で推進していくことが課題となっている。

5. 流域治水への転換

5.1 流域治水とは

近年、全国各地で自然災害が激甚化・頻発化する中で、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で一体となった治水対策を進めることが必要となっている。

「流域治水」とは、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速させるとともに、更に集水域（雨水が河川に流入するエリア）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定されるエリア）にわたる流域のあらゆる関係者で水害対策を行う考え方であり、次の3つのテーマが示されている。

【流域治水の3つのテーマ】

- ① 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ② 被害対象を減少させるための対策
- ③ 被害の軽減・早期復旧・復興のための対策



図 5.1 流域治水の概要（出典：国土交通省 水管理・国土保全局関係予算概要）

5.2 流域治水への転換の必要性

計画の降雨を超える水害に対し、河川管理者による築堤・河道掘削など、これまでの河川整備だけでは、被害を防止することが困難となってきた。

また、治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じた対策をハード・ソフト一体で多層的に進めるため、流域のあらゆる関係者が主体的に防災減災対策に取り組み、水害リスクの低減を図る必要がある。

5.3 今後の防災減災対策の考え方

本県では、各地域の水害リスク評価を踏まえ、流域治水の3つのテーマに従い、地域特性に応じた効果的な対策に取り組んでいくとともに、その際、人口減少や少子高齢化が進む中、「都市のコンパクト化」などにより地域の活力を維持しつつ、災害に強く安全・安心な防災まちづくりも進める。

また、具体の対策については、地域が抱える水害リスクの種類や程度に応じて、地域でどのような施策が取り得るのか、発生頻度に応じた浸水想定や施設整備後のリスク情報などの多段的なリスクに対して、どこまで対応を取り得るのかなどについて、各地域において丁寧な議論を行い、地域住民や関係者の理解を得ながら最も効果的かつ効率的な対策を決定する。

6. 流域治水対策の基本的な方向性

6.1 流域治水対策を推進するための基本方針の視点

想定し得るあらゆる洪水に対して、流域治水対策により人命を守り、資産等の被害軽減・解消を流域治水対策の目標として設定する。

表 6.1 に示す3つの対策テーマに基づき、様々な対策手法について小流域ごとにアクションプランを策定し、対象区域、対象期間、対策メニュー、実施主体を明確に示し、進捗管理を行う。

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」

雨水貯留施設や既設ダムの有効活用（事前放流）、河道の水位低下対策や排水機場の整備などのハード対策

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」

河川は氾濫が発生するということが前提のもと、氾濫域における防災まちづくりや住まい方の工夫などの考え方に基づく対策。

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」、

水害リスク情報の提供や避難体制の強化など、住民等を含めた関係者の意識醸成と、氾濫が発生しても速やかに通常の生活に戻れるような対策。

表 6.1 流域治水の基本的な3つのテーマ

テーマ	主な内容
テーマ1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策 【想定降雨：河川整備計画レベル】	集水域 ● 雨水貯留浸透施設、排水施設の整備 ● 農地等の多面的機能活用 等 河川区域 ● 堤防や護岸の整備、ダムの事前放流 等
テーマ2 被害対象を減少させるための対策	氾濫域 ● 防災まちづくり、住まい方の工夫 等
テーマ3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策【想定降雨：想定最大規模】	氾濫域 ● 避難体制の強化 ● リスク情報の充実 等

6.2 流域治水対策の基本的な方向性

6.2.1 共通事項

流域治水対策を進めるにあたり、前述の3つの対策テーマに対し、県、国、市町村、企業、住民等がそれぞれの対策に一体となって取り組むことができるよう役割分担を明確にする。

3つの対策テーマに対する流域治水対策メニュー及び実施主体の関係は、図 6.1 に示すとおりであり、推進会議や検討会を設置して、県内の河川ごとの流域特性を考慮した施策の抽出や市町村への支援や事業協力者の負担軽減などに資する制度や予算措置等の検討を行う。

「テーマ1：氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策」は、河川管理者（県・国）による河川整備、流域内の公共施設の管理者、企業、住民による貯留浸透施設の整備など、河川に流れ出る量を抑制する対策を推進する。

「テーマ2：被害対象を減少させるための対策」は、県、国、市町村による住まい方の工夫の検討、都市のコンパクト化などに関連付けた流域治水を推進する。

「テーマ3：被害の軽減、早期復旧、復興のための対策」は、県、国、市町村、住民による避難体制の強化や水害リスク情報空白地帯の解消に向けた施策を推進する。

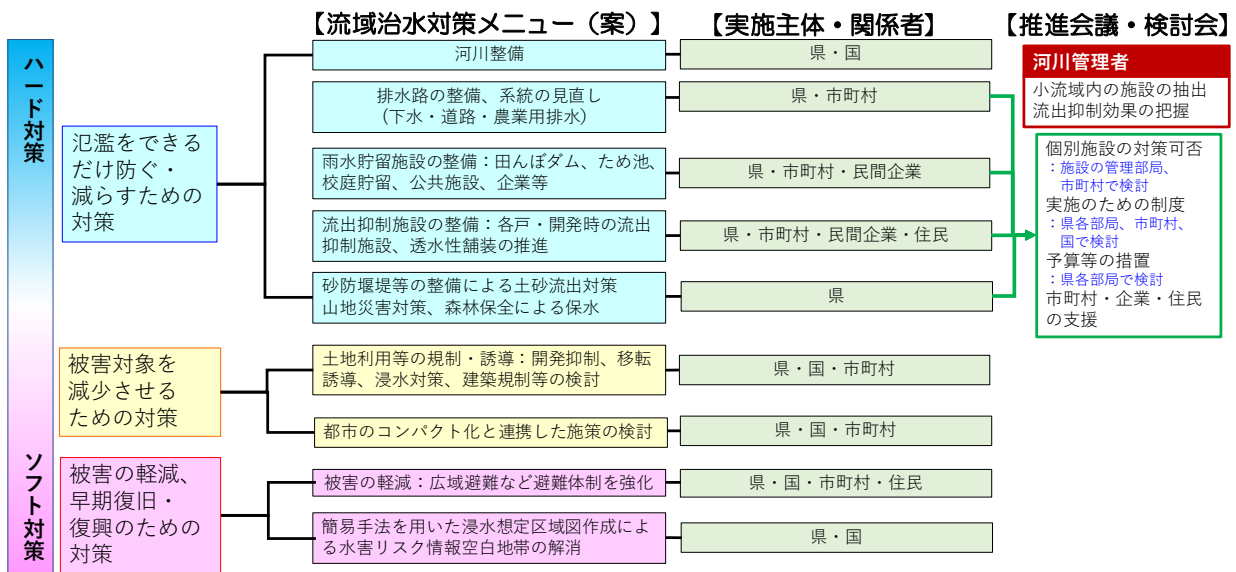


図 6.1 3つのテーマに対する実施主体・関係者の役割分担のイメージ

6.2.2 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

氾濫をできるだけ防ぐため、洪水を安全に流すため、河川整備を推進する。

また、河川整備以外の対策の事例として、

透水性舗装の推進

砂防関係施設等の整備を計画的・集中的に実施

雨水排水施設など下水道による都市浸水対策

山地災害対策、森林保全による保水

ため池での一時貯留、農業水利施設の整備、田んぼダムなど多面的機能の活用

公共施設等での雨水貯留浸透施設の設置

各戸貯留の促進

などがあげられるが、アクションプランの検討過程で対策メニューの調整及び効果の検証を行い、それらを組み合わせて対策を実施する。

6.2.3 被害対象を減少させるための対策（防災まちづくり・住まい方の工夫等）

(1) 土地利用等の規制・誘導

地域の水害リスクを踏まえて、土地利用の規制や居住誘導の必要性については、その地域の実情や取り得る防災減災対策を幅広く考慮することが重要である。

その上で、浸水深が深く、浸水継続時間などに応じ、特に水害リスクが高いエリアにおいては、居住誘導、開発抑制や建築規制等について検討する。

(2) 都市のコンパクト化との連携

人口減少等に伴う低未利用地（※）の利活用と地方創生として、中長期的な時間軸を持ちながら、段階的に低未利用地を活用し、都市のコンパクト化との連携を検討する（図 6.2）。

（※:適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間に渡り利用されていない「未利用地」と周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、管理状況など）が低い「低利用地」の総称）

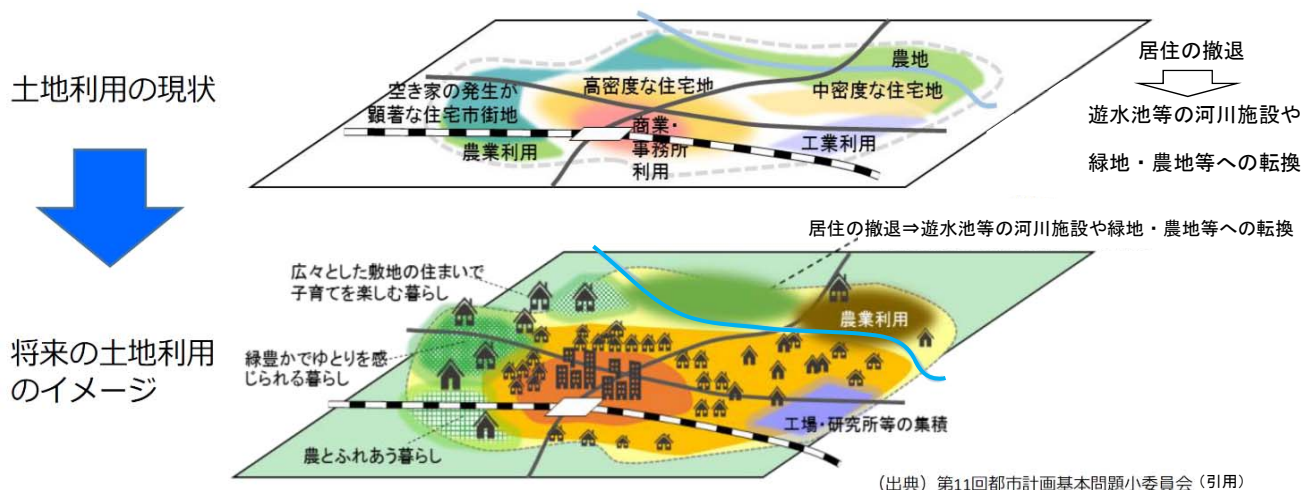


図 6.2 将来の土地利用のイメージ

6.2.4 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

(1) 広域避難などの避難体制の強化

一般的な避難では、自市町村内に避難することが基本であるが、大規模水害発生時に自市町村の避難先では足りない場合、市町村は、周辺市町村へ避難する広域避難を検討し、広域避難先となる市町村と調整を行う。

また、市町村は、高齢者や障害者など要配慮者の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるため、個別避難計画を作成するとともに、要配慮者利用施設が作成する避難確保計画の作成を促進する。

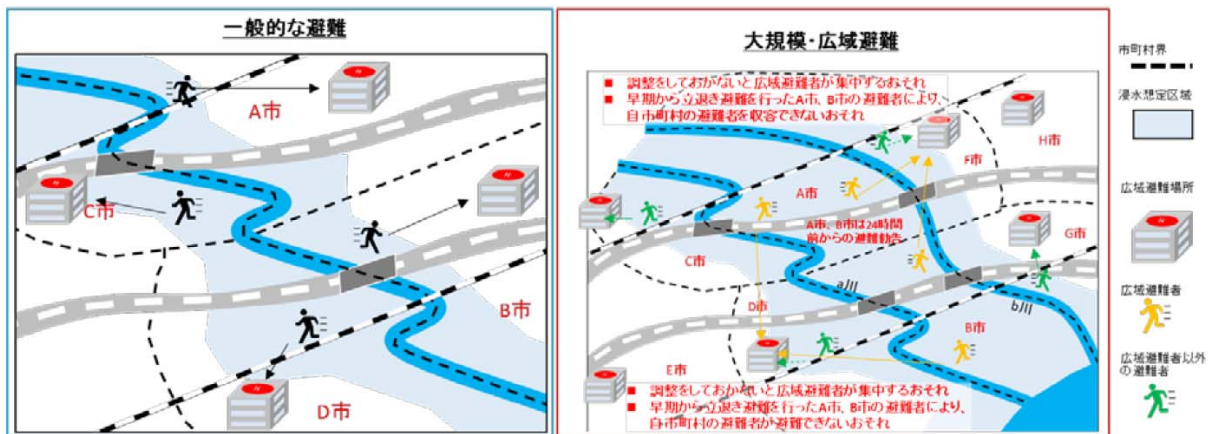


図 6.3 広域避難場所の確保

出典：広域避難計画策定のための具体的な検討手順（内閣府：平成30年6月）

(2) リスク情報空白域解消

全国の洪水浸水想定区域図が作成されていない中小河川で水害が頻発していることから、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的に、「小規模河川の氾濫推定図作成の手引き（令和2年6月）」に基づく氾濫解析と想定最大規模洪水時の浸水位の算定、浸水深分布図の作成が進められている。

本県においても、流域治水におけるリスク情報空白域解消へ向けた取り組みの推進、及び流域における氾濫発生時の排水対策等の基礎資料とするため、氾濫推定図の作成を検討実施する。

(3) 被災自治体への支援体制の充実

災害アシストエンジニアの派遣などにより復興を支援する。

7. 流域治水の進め方

7.1 流域治水推進会議

本県における流域治水に係る施策を庁内関係部局の連携により総合的かつ計画的に推進するため、施策に関する総合調整等を行う場として、流域治水推進会議を設置する。

(1) 流域治水対策推進基本方針の検討及び策定

(2) 小流域の分類

176 小流域を流域特性（水系、地形【平地・山地】、土地利用【市街地・郊外】）でグループ分類

(3) 各グループからモデル小流域を抽出、決定

浸水実績、市街化区域、流域内平地面積、河川環境への配慮等で抽出

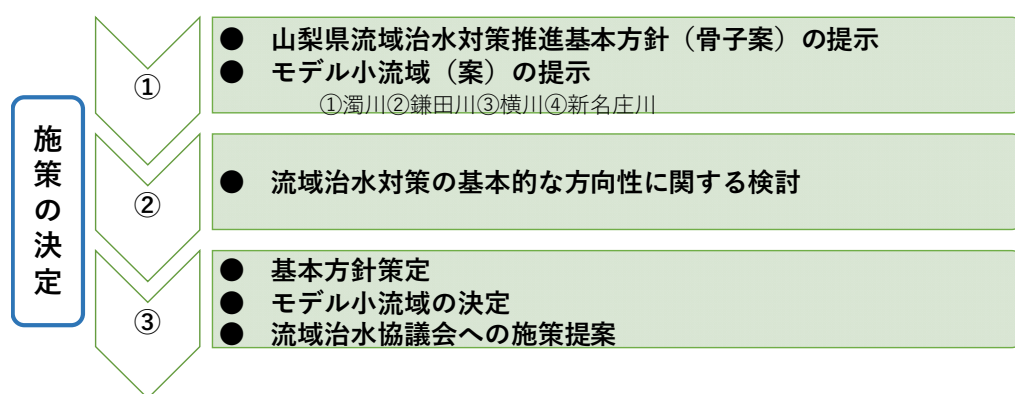


図 7.1 流域治水推進会議の流れ

7.2 検討会の流れ

流域治水推進会議で抽出された小流域ごとに検討会を設置し、具体的な施策（アクションプラン）を検討する。

- 構成員：県関係部局、直轄河川事務所、小流域市町村
- 事務局：治水課、建設事務所・支所

(1) 基礎調査の実施

- ・ 既往計画（河川・下水道（雨水）等）の把握・整理
- ・ 浸水実態の把握、整理
- ・ 浸水原因の調査、分析
- ・ 地形、水路、土地利用状況調査（市街化、公共施設、田んぼ） 等

(2) 基本方針、流域特性を踏まえた対策メニューの抽出、整理（プラン素案作成）

国土交通省の流域治水プロジェクト等関係機関の施策・基本方針との整合も踏まえ、以下の事項について検討する。

- ・ 対象降雨の決定
- ・ 氾濫解析モデルの構築
- ・ 対策メニューの調整及び整備効果の検証

- ・ 対策間の工程調整
- ・ アクションプラン（案）の作成
- ・ 上記検討過程での課題を検証した上で特性が共通する他の小流域へ展開

8. アクションプランの策定

8.1 アクションプラン策定の趣旨

流域治水の3つの対策テーマに基づき、様々な対策手法について小流域ごとにアクションプランを策定し、対象区域、対象期間、対策メニュー、実施主体を明確に示し、進捗管理を行う。

表 8.1 流域治水の3つの対策テーマ

テーマ	主な内容
テーマ1 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	集水域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 雨水貯留施設、排水施設の整備 ・ 農地等の多面的機能活用 等 河川区域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堤防や護岸の整備、ダムの事前放流 等
テーマ2 被害対象を減少させるための対策	氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災まちづくり、住まい方の工夫 等
テーマ3 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	氾濫域 <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地リスク情報の充実 ・ 避難体制の強化 ・ 経済被害の最小化(BCP策定等) ・ 氾濫水を早く排除する(排水門などの整備、排水強化)

8.2 アクションプラン記載項目

(1) 対象区域

対象とする河川、小流域を設定する。

(2) 基礎調査

地形、土地利用、過去の被害発生状況を整理する。

(3) 対象降雨

河川整備計画の計画降雨や、直近で浸水被害発生降雨等から目標とする対象降雨規模を設定する。

(4) アクションプランの対象期間

各流域の状況に応じて、アクションプランの対象期間を5年～10年で設定する。

- 4) 対策メニューの想定事業量
- 5) 対策メニューの実施主体
- 6) 実施期間
- 7) 想定される効果

(7) 進捗管理

アクションプランに位置づけた施策を円滑に実施し、着実に効果が得られるよう、実施施設の整備率等の指標を設定し、その進捗状況について、流域治水推進会議にて年次報告を行う。

また、アクションプランの進捗状況及び社会の動向等を踏まえつつ、適宜見直しを行う。